



令和7年12月5日（金）配信

財政制度等審議会 「令和8年度予算の編成等に関する建議（令和7年12月）」 に対する日本歯科医師会の見解

① 医療費について

医療費の伸びについては、財政審の建議でも示されているように、人口増減・高齢化等の人口要因による影響と、人口要因以外の影響がある。人口要因以外の影響については、政策的に対応できる余地があると考えられる部分と示されているが、新規の医療技術や新規材料等、様々な要因が影響を与えるため、実際はそこまで政策で管理できるものではない。また、昨今の経済・物価動向等を踏まえると、医療を提供する上で、人件費が増加していること、医療機器や材料等の価格が高騰していること等から、必要な制度改革や効率化は進めるべきではあると考えるが、安定的に医療を提供するため、必要な医療費の手当をする必要があると考えている。

② 診療報酬改定について

財政審の建議の参考資料には、歯科は、「過去一貫して病院に比して高い利益率」であり、「個人立が多く、小規模・分散で非効率な提供体制が残存」していると指摘されているが、医療法人経営情報データベースシステム（MCDB）の2024年度の歯科診療所の経営状況をみると、歯科診療所の利益率（医業利益率）は平均値4.3%、中央値が1.7%であり、病院の利益率よりは高く、一定の利益率を確保しているように見えるが、41.4%が赤字であり、地域による差も大きくあるのが実情である。歯科診療所が小規模・分散であり、非効率との指摘については、分散しているからこそ地域医療を広く支えることができており、単に効率化だけを目指して大規模化・集約化すれば良いというものではない。さらに、歯科診療所の偏在もあるため、単にマクロ的な視点だけで論ずることは、各地域の医療の実情に合わない場合もあり留意が必要である。

また、今回の診療報酬改定については、骨太の方針2025にもあるように、高齢化による増加分に経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算した改定の着実な実施が最重要であり、さらに、財政審の提言の中には診療報酬の具体的な内容も含まれているが、診療報酬の具体的な内容については今後も中医協において行うべきであり、財政的な観点のみから個別の内容までに踏み込んで指摘する財政審の姿勢には疑問を感じる。

③受診時定額自己負担の導入について

建議において、「受診時に定額の自己負担を求めるることは、非効率な外来医療の提供につながっている場合もあると考えられる患者側の受診行動の変容を促していくための有効な手段ともなり得る。」と受診時の定額負担の導入が提案されているが、国民皆保険制度の理念に反するものであり、また、必要な受診を抑制することにより症状の悪化につながる可能性もあり反対である。医療の効率性を高めることや、医療保険制度の持続性を確保することは重要であるが、財政的な論点から患者の受診行動を変容させる目的の受診時定額自己負担の導入には大きな問題があると感じている。

④高齢者医療における患者自己負担の在り方について

長寿社会にふさわしい高齢者医療制度の在り方について検討を深めることは重要であると考えるが、一定の所得のある後期高齢者の窓口負担の見直しに関し、経過措置が終わったばかりであり、その影響も見据えた上で、慎重に検討を行うことが不可欠であると考える。

これまで主張してきたように、財政ありきではなく、国民が安心して医療を受けられる環境をどのように維持・発展させるのかという視点で、厚生労働省を含め関係者等において、慎重かつ十分に議論を進めていくべき必要があると認識している。日本歯科医師会としては、今後も安心・安全で質の高い歯科医療を継続的に国民に提供するため、適切な診療報酬の確保や歯科医療機関への支援が必要であると考えている。

●問い合わせ先

公益社団法人日本歯科医師会 広報課

TEL : 03-3262-9322

FAX : 03-3262-9885

日本歯科医師会ホームページ <https://www.jda.or.jp/>

